

美波町立小・中学校臨時教員候補者登録要綱

美波町教育委員会

美波町教育委員会が、緊急かつ一時的に教員を必要とする場合に任用する町立小・中学校臨時教員候補者を登録しておくため、次により希望者を募集する。

1 募集する種別及び教科

- (1) 小学校教員
- (2) 中学校教員（国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、技術・家庭）
- (3) 養護教員

2 申請資格

次の(1)～(2)に規定する資格を備えていること

- (1) 地方公務員法第 16 条及び学校教育法第 9 条に該当しない者
- (2) 希望する種別・教科の教育職員普通免許状を有する者
 - ・ 小学校教員・・・小学校教諭専修、一種又は二種免許状
 - ・ 中学校教員・・・中学校教諭専修、一種又は二種免許状
 - ・ 養護教員・・・養護教諭専修、一種又は二種免許状

3 申請手続き

所定の「美波町立小・中学校教員候補者登録申請書」を下記へ郵送又は持参すること。

美波町教育委員会

郵便番号 779-2305 海部郡美波町奥河内字寺前 1 5 3 番地 1

4 受付期間

随時受付をする。

5 登録

書類審査により、美波町立小・中学校臨時教員候補者名簿（登録日から 1 年間有効）に登録する。

6 任用方法

臨時教員の任用が必要な場合、上記 5 の登録者名簿に登録されている者の中から面接審査を行い、その結果及び教科、地域等を勘案して任用する。

なお、面接審査時に次の書類を提出する。

- (1) 教職員普通免許状の表・裏の写し
- (2) 履歴書

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 1 月 25 日から施行する。